

## 横浜市 の 教育 行政

——その義務教育水準について——

中 村 宇 一 郎

### ① は じ め に

「教育行政は教育の教育者である」(註1)といわれる。教育が、もともと人間の本能に由来する質的な社会的活動であるとするなら、教育に目標を与え、目標達成のための条件を整備し、その活動を指導・援助すべき教育行政もまた、質的な行政であるべきであろう。初めから比較的明瞭な目標が与えられている行政とちがって、教育それ自体の目標を設定することこそ最初の課題である教育行政について、質的水準(それをつかむことは不可能ではないかもしれないけれど)を離れて、量的な問題を論じてみても、しよせん靴の上から足をかくことになる。しかし、それをあえて試みようとするのである。

憲法に、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。——その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。」(26条)と“確定”され、児童憲章に、「児童は、よい環境のなかで育てられる。」「すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。」と宣言されているけれど、果して、そのとおりになっているのであろうか。教育の現場で行なわれる教育活動そのものを別にすれば、教育行政がこの面で持っている役割は重大なのである。本稿では、横浜市の義務教育の段階での、それも、数量的な把握ができるいくつかの点について、若干の考察をしてみたい。

(註記) 本稿中の数(量)は、特にことわっていない場合は、すべて昭和38年5月1日現在のものである。

### ② 義務教育をうける権利は守られているだろうか

「義務教育」は、子供たちにとっては“普通教育を受ける権利”なのであって、その権利を保障するために、地方自治体は、義務教育学校を設置する義務があり、保護者は子女を就学させる義務を負っているのである。、それでは、子供たちの就学状況はどうであろうか。

ここでまず普通に問題となるのは、いわゆる不就学児童・生徒と長期欠席の状況であり、その対策である。ところが正規の手続をとって就学免除・猶予になっている者の数は

ごくわずかなのである。(免除者 小124人, 中44人, 猶予者 小134人, 中4人)問題はむしろ、手続をしていない未就学者であるが、それは統計には現れてこない。もっとも、その数はそう多いものではないと考えられるが、いずれにしても、顕在化している微少な不就学率を比べてみても、あまり大した意義はないであろう。

また、年間50日以上長期欠席者(小1,178人0.9%, 中1,344人1.7%, 昭和37年度間)も、全国平均(小0.6%, 中1.2%, 昭和36年度間)よりやや高率ではあるが、他の大都市と比較して特に大きな差は認められない。もちろん、だからといって、その対策について考えなくてもよいわけのものではないが、文部省が正式に認めていないにもかかわらず開設している中学校の夜間学級(7校, 7学級, 生徒数77人)も、その他の就学奨励策にしても、名乗り出た者にとっての多少の救済にはなるけれど、経済的社会的暗幕の向うに逃げこまれると、ほとんどお手上げの状態であり、それは全国どこへ行っても同じことであろう。そこで、ここでは、戦後の学制改革の中でも、特に意義ある前進をとげた特殊教育について、とりあげてみよう。

特殊教育の対象となるのは、心身に障害があるために、一般の小・中学校教育をそのままの状態では受けることが困難な児童・生徒である。心身に故障のある子供たちも、憲法26条にいう「能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利」を持っていることはもちろんである。戦前から、盲・ろう学校はあったし、特殊学級も、置かれていたことがあった。しかし、それらはいわば恩恵的な設置であり、任意の就学でしかなかったので、ひとしく教育を受ける権利を保障するための義務制などからは、はるかに遠い存在であった。戦後、昭和22年に出発した6・3制学制改革のとき、盲学校、ろう学校および養護学校を義務制とする原則が打ち出されたことは、従来の日本の学校教育制度の欠陥を補う大きな前進であったといえよう。(盲・ろう学校は、大正12年の「盲学校、及び聾啞学校令」によって、一応、都道府県に設置義務を課していたから、新しい学校教育法の制定による変化は、保護者に対して就学義務を負わせただけのことであるけれど、実質的にはそこで初めて義務制になったのである。)しかし、盲・ろう学校については、小学部の1年生から累年実施されて、やっと昭和31年度になって、中学部3年生まで完全実施されたけれど、養護学校については、遂に今日まで実施に移されていないから、学校教育法に書かれているその部分は、現在のところ空文である。(同法93条)

次に、特殊教育の対象となる児童・生徒の数と、その就学状況をみてみよう。第1表は、文部省で昭和28~30年度に行なった調査の結果による、特殊児童の出現率を(註2)用いて算出した本市における推定数と、その就学状況である。障害別の就学率をみればわかるとおり、現出率が低く、反対に学校開設の歴史の古い(市立盲学校—明治21年創立, 同ろう学校—大正15年創立)盲・ろう者を別にして、養護学校(特殊学級)対象者の就学率は極めて低く、特に、比較的外見で判別し難い精薄, 病弱・虚弱者に至っては、零でない

第1表 横浜市の特種児童・生徒推定数とその就学状況

障 害 別	出現率	特種児童・ 生徒推定数 (A) *1	特種教育学校・学級在学者数						就学率 ( $\frac{B}{A} \times 100$ ) *3	
			特種教育学校			特種学級				合計 (B)
			小	中	計	小	中	計		
精神薄弱者	4.53	9,310			*2	286	277	563	563	6.0
し体不自由者	0.34	699	57	31	88				88	12.6
病弱・身体虚弱者	1.35	2,775				56	—	56	56	2.0
盲者(準盲を含む)	0.07	144	38	34	72				72	50.0
ろう者(高度の難聴を含む)	0.13	267	72	58	130				130	48.7
計	6.42	13,195	167	123	290	342	277	619	909	6.9

\*1. 38.5.1 現在市立小・中学校児童・生徒数×出現率により算出した。

\*2. 県立ゆうかり養護学校在籍者数である。

\*3. 在籍者中には横浜市外の出身者が相当数含まれているから、就学率は更に低いものとなろう。

ように過ぎない状態である。「特種教育学校の設置義務(養護学校未施行一前述)は、学校教育法第74条によって、都道府県である」からとって、市町村が無関心でよいはずはない。それに弱視、難聴をはじめ、養護学校に就学するほどでない軽い障害者は、一般の小・中学校の中に設けられる特種学級に収容した方がより効果的である場合もあろう。それは当然に、市町村の仕事なのである。(学校教育法75条により任意設置)

第2表は、五大市の特種教育の現状である。試算された就学率はいずれも低率ではある

第2表 五大市の特種教育学校(学級)数および在籍児童・生徒数(小・中学部のみ)と就学率

都市名	特種教育学校						特種学級 計	合計	就学率 *1
	市 立					市内 府県立			
	盲学校	ろう学校	養護学校	(精薄)	(肢体)(身体)(自由)(虚弱)				
横 浜	1校 10学級 72人	1 18 130				2 28 202	1 88	42(1) 58 619	人 909 6.9
名古屋							3 51 65 576	763 1,339	8.5
京 都			1 9 131		1 9 131	1 9 131	2 285	52(1) 63 624	1,040 9.6
大 阪	1(1)校 22学級 175人	1 32 322	4 71 1,007	2 42 645	8 107	21 255	6(1) 125 1,504	3 187 1,744	3,905 14.0
神 戸	1校 9学級 67人	2 30 348	1 4 47	1 17 185	1 9 116	3 39 415	3 59 426	44 59 656	1,497 14.3

\*1. 就学率の算出方法は第1表と同じ。

\*2. 学校数の( )内は分校で別掲。

\*3. 特種学級の学校数欄は、特種学級を設置している学校数である。

が、早くからこの問題に熱意をもっている神戸、大阪两市に比べると、横浜のそれは半分にも満たないことがわかる。最近発表された文部省の「特殊学級振興10ヵ年計画」の基準によると、人口160万人の本市では、小中・学校各34学級となるが、現状は小学校38学級、中学校25学級である。また本市に次いで低率である名古屋が、精薄の特殊学級を小・中学校に各校1～2学級設置して、入級率を40年度までに11%、45年度までには30%に高めようとする計画(註3)を持っていることを考えると、本市の現状は早急に改善されなければならないと思われる。さらに、数の少ない養護学校については、県下でも昭和37年に川崎、藤沢両市が市立養護学校(共に精薄対象)をそれぞれ1校開設していること、上記名古屋市の計画にも身体虚弱、肢体不自由各1校の新設をみこんでいることなどを考えると、空文となっている設置義務者である県にだけ、頼ってはいられないように思う。

しかし、特殊教育の推進に忘れてならないのは、直接の保護者とまわりの父兄、児童・生徒たちの、理解と協力とである。それがえられなければ、単に学校や学級数だけを増加しても、就学率の向上は期待できないのであって、施設・設備の整備や、専任教員の確保とともに、当然平行して手が打たれなければならないことであろう。

### ③ 教育費はどのように構成されているだろうか

太平洋戦争の嵐がすぎ去ったあと、廃虚と虚脱の中になげ出された日本にとって、義務教育を一挙に3年延長しようとするアメリカ教育使節団の報告書(昭和21年)は、台風のあとに山崩が襲ったようなものであった。当時、CIEと折衝した文部省当局の一人は、「血涙の歴史」と述懐し、6・3制の採否は、いずれも日本の死であると思った、といっている。(註4)採らねば直立することはできないし、採れば財政的に破滅するだろうというのである。また、学制改革後10年を回顧して「……この大改革を遂行するためにたどった…歩みを、教育費の上から数字であとずけてみよう。この非情にみえる数字の裏には、教育関係者はもとより、国民全体の血と汗がにじんでいるのである。」と、文部省の広報誌は述べている。(註5)“教室と供出”のために、多くの市町村が辞職し、中学校建物整備費補助

第3表 五大市の一般会計総額に占める教育費の割合(昭和36年度決算額) (単位千円)

都市名	一般会計総額 (A)	教育費 (B)	比 率 ( $\frac{B}{A} \times 100$ )	小・中学校 教育費 (C)*	比 率 ( $\frac{C}{A} \times 100$ )	小・中学校 教育費のうち 市支出金 (D)	比 率 ( $\frac{D}{A} \times 100$ )
横 浜	20,372,706	2,728,922	13.4	4,510,087	22.1	1,316,919	6.5
名古屋	26,345,976	3,633,371	13.8	5,589,622	21.2	2,154,441	8.2
京 都	15,436,254	2,268,683	14.7	4,711,707	30.5	1,220,346	7.9
大 阪	53,451,492	7,747,139	14.5	10,890,466	20.4	3,430,817	6.4
神 戸	19,611,010	2,480,990	12.7	3,568,899	18.2	1,035,183	5.3

\* 昭和36年度「地方教育費の調査」による国、府県支出金の合計額で、地方債および公費に組み入れられた寄付金は含まない。

金を、突如としてし零にしたドッジプラン（昭和24年）のために、3人の村長が自殺したとまで、あえて想起するのは、特に徹底して破壊され戦災都市の、その後の6・3制に対する財政一ひいては教育行政の姿勢が、その時に由来していることを、銘記したいからである。青空教室に比べれば、確かにバラック教室はよいのである。しかし、17年もたった今日、教室財政の方向は、当然、間に合わせ主義であってはならないからである。横浜市の現在の場合、それはどのような方向に向っているのだろうか。

第3表で、市全体の財政規模との対比を行なってみよう。まず、最も単純に、一般会計総額と全教育費との割合は、他の4大市と大同小異である。ただ気がかりなのは、ここ数年の内、予算規模としては頭打ちからむしろ減少傾向にあることである（第4表）。次に、小・中学校教育費（「地方教育費の調査」による）を対比してみた。神戸がいずれの場合も若干下廻るほか、京都が著しく高い割合を示していることがわかる。

そこで、小・中学校の教育費のうち、国、府県支出金を除き、市支出金だけを比べたのが上欄である。すなわち、京都の場合は、教員の給与が90%を占めている。国、府県支出金が増えたために起きた現象であって、そのことは、第5、第6表によって明瞭である。支給された給与額が、直ちに教員の質を決定するものではないことはもちろんであるが、少くとも財政需要に現れた面に限って言えば、質・量共に他を引離しているといえよう。その意味では横浜の場合、後述する事務職員を除いて、給与も人員も決して劣っていないといえるであろう。

次に学校教育費の内容的比重を、最もよく表現すると考えられる児童・生徒1人当りの額を検討してみよう。第7表はその財源別である。ここでまず普通に問題とされるのは、公・私費の割合であり、これは直ちに、いわゆる“父兄負担”に結びつけられる。給食費と修学旅行費だけで、その80%以上を占める学校徴収金を一応除外すれば、私費の割合は

第4表 横浜市の最近5ヵ年の教育費(当初予算)  
(単位千円)

年度	一般会計総額	教育費	比率
34	12,901,827	1,518,336	11.8
35	14,611,280	1,754,369	12.0
36	16,881,810	2,137,085	12.7
37	23,224,529	2,717,666	11.7
38	34,778,837	3,321,583	9.5

第5表 五大市の小・中学校教員1人当り  
児童・生徒数 (36 5.1現在)

都市名	小学校		中学校	
	教員1人当り 児童数	指数*	教員1人当り 生徒数	指数*
横浜	38.7	50	34.2	50
名古屋	41.0	53	35.1	51
京都	35.6	46	32.2	47
大阪	40.9	53	35.2	51
神戸	38.9	50	34.8	51

\* 横浜市を50とした指数である。

第6表 五大市の小・中学校教職員1人当り  
給料(月額) (昭和36会計年度)

都市名	本務教員		事務職員	
	小学校	中学校	小学校	中学校
横浜	27,990	27,352	18,561	18,919
名古屋	27,175	26,154	18,377	33,537
京都	32,375	29,884	28,106	30,549
大阪	31,762	27,078	20,730	27,706
神戸	28,471	25,471	25,019	23,816

第7表 五大市の児童・生徒1人当り小・中学校教育費（財源別）（昭和36会計年度）

都市名	財源別*	小学校		中学校	
		金額	指数	金額	指数
横浜	公費	19,850	100	29,196	100
	寄付金	1,322	100	1,963	100
	学校徴収金	4,976	100	2,045	100
	計	25,648	100	33,204	100
名古屋	公費	21,220	110	28,560	98
	寄付金	1,933	146	1,950	99
	学校徴収金	4,929	99	1,982	97
	計	28,082	109	32,492	98
京都	公費	25,073	130	27,222	93
	寄付金	946	72	663	34
	学校徴収金	5,370	108	2,897	142
	計	31,389	122	30,782	93
大阪	公費	22,578	117	28,570	98
	寄付金	1,692	128	3,042	155
	学校徴収金	5,986	120	2,957	145
	計	30,256	118	34,569	104
神戸	公費	19,718	102	28,190	97
	寄付金	1,617	122	2,079	106
	学校徴収金	5,104	103	2,491	122
	計	26,439	103	32,760	99

\* 公費…国、府県、市支出金のほか、公費に組み入れられた寄付金ならびに地方債による財源を含む。  
 寄付金…PTAその他の寄付金で、公費に組み入れられたものは除く。  
 学校徴収金…生徒会費、学級費、給食費、修学旅行費など定額を児童・生徒から徴収したもの。

いずれも10%以内に止っていて、かつてPTA立学校といわれたような状態からは脱却しているといえよう。なおこの点については、あとにふれたい。

問題は個々のわくの中における両者の割合ではなくて、実際にその市で、児童・生徒1人当りに使われている金額の水準がどうであるかということと、その水準を維持する内訳としての、公・私費のかみ合わせにあると考える。最も端的な例は、大阪の中学校教育費である。中学校では横浜が一番多くの公費を投じているはずである。それにもかかわらず、合計では4%も本市を上回っているのである。もちろん、その内訳ということになれば、寄付金に相当の負担を強いた結果であり、公費28,570円の中には、実は「公費に組入れられた（寄付受納をして）」金額が、378円もあることからすれば、決して好ましい型であるとはいえない。しかしそうかといって、同じく京都の中学校の場合のような型がよいともいえないであろう。理想をいえば、もちろん京都の小学校のような型、ということになるうけれど、要は“限定された条件”のもとで得られた行政調査の数字を、一つのわくの中に閉じこめて、その中で割合だけに目を奪われてしまっては、いけないと思うのである。

財源別でみる限り、中学校では、京都が多少見劣りするほかに特に問題は見当たらない。小学校については、京都が横浜より30%も多い公費を使い、合計額においても本市は五大

第8表 五大市の児童・生徒1人当り小・中学校教育費（支出項目別）

（昭和36会計年度）

都 市 名	学校 種 別	支 出 項 目 別  財 源 別	総 額		(A) 消 費 的 支 出						(B) 資 本 的 支 出				(C)									
					合 計		1. 教 授 費		2. 維 持 修 繕 費		3. そ の 他		合 計		1. 土 地 費 建 築 費		2. 設 備 ・ 備 品 費		債 務 償 還 費					
			金 額	指 数	金 額	指 数	金 額	指 数	金 額	指 数	金 額	指 数	金 額	指 数	金 額	指 数	金 額	指 数	金 額	指 数				
					a. 教 員 給 与	b. そ の 他 の 授 業 費									a. 授 業 用 設 備 ・ 備 品 費	b. そ の 他								
横 濱	小	費金	19,350		17,341		13,248		487		2,416		1,190		2,009		1,671		252		86		—	
		公寄付計	1,322		716		16		444		187		69		606		166		229		211		—	
名 古 屋	中	費金	29,196		18,055		14,763		619		2,167		506		11,141		10,019		601		521		—	
		公寄付計	1,963		1,081		13		616		352		100		882		182		391		309		—	
京 都	小	費金	21,220		15,899		12,501		355		1,568		1,475		4,280		3,897		162		221		1,041	
		公寄付計	1,933		734		6		480		165		83		1,199		504		303		392		—	
大 阪	中	費金	23,153	111	16,633	92	12,507	94	835	90	1,733	67	1,558	124	5,479	210	4,401	240	465	96	613	206	1,041	
		公寄付計	28,560		15,906		14,002		420		1,252		232		11,661		11,083		247		331		993	
神 戸	小	費金	1,950		911		8		550		270		83		1,039		254		461		324		—	
		公寄付計	30,510	98	16,817	88	14,010	95	970	79	1,522	60	315	52	12,700	106	11,337	111	708	71	655	79	993	
大 阪	中	費金	25,073		22,176		15,901		698		3,087		2,490		2,027		1,820		152		55		870	
		公寄付計	947		474		2		280		128		64		473		38		168		267		—	
神 戸	小	費金	26,020	125	22,650	125	15,903	120	978	105	3,215	124	2,554	203	2,500	96	1,858	101	320	67	322	108	870	
		公寄付計	27,222		19,809		16,328		755		1,913		813		6,191		5,880		192		119		1,222	
大 阪	中	費金	663		322		15		197		78		32		341		41		150		150		—	
		公寄付計	27,885	89	20,131	105	16,343	111	952	77	1,991	79	845	139	6,532	54	5,921	58	342	34	269	32	1,222	
大 阪	小	費金	22,578		18,274		14,527		722		1,980		1,045		4,304		3,900		175		229		—	
		公寄付計	1,692		1,040		56		673		192		119		652		306		121		215		—	
大 阪	中	費金	24,270	119	19,314	107	14,583	110	1,395	150	2,172	83	1,164	92	4,956	190	4,206	229	306	64	444	149	—	
		公寄付計	28,571		17,580		14,487		1,264		1,485		344		10,991		10,255		242		494		—	
神 戸	小	費金	3,042		1,385		149		767		353		116		1,657		901		305		451		—	
		公寄付計	31,613	101	18,965	99	14,636	99	2,031	164	1,838	73	460	76	12,648	105	11,156	109	547	55	945	114	—	
大 阪	中	費金	19,718		16,882		12,677		786		1,912		1,507		2,083		1,766		259		58		753	
		公寄付計	1,617		958		31		433		349		145		659		116		255		288		—	
大 阪	小	費金	21,335	102	17,840	99	12,708	96	1,219	131	2,261	87	1,652	131	2,742	105	1,882	102	514	107	346	116	753	
		公寄付計	28,190		16,707		13,198		1,186		1,561		762		8,347		7,688		424		235		3,136	
大 阪	中	費金	2,079		1,054		51		493		389		121		1,025		305		308		412		—	
		公寄付計	30,269	97	17,761	93	13,249	90	1,679	136	1,950	77	883	146	9,372	78	7,993	78	732	74	647	78	3,136	

市中最底であることに注目しておこう。

第8表は支出項目別にみたものである。前表で見劣りがした本市の小学校教育費は、この表に現れているかぎりでは、極端な破たんはないように見える。しかし、戦災をうけなかった京都において、中学校費の総額が五大市中最低であるにもかかわらず、消費的支出においては最高水準を維持しているようなわけにはいっていない。教材用設備・備品費を拡充し、（この点では、小・中学校とも高い水準を示しており、特筆されてよいことであろう。）応急的既設施設の維持・修繕費を確保しようとするれば、必然的に校地・校舎への割合は低下する。けれども、用地も建物も十分間に合っているのなら、少ないのはむしろ当然なことになり、単年度の支出額を比較しただけでは実態はつかめない。ここでは、本市の施設状況が必ずしも全面的に高水準であるわけではないことと、昭和37年度以降、用地買収費に起債が認められて、ようやく前向きの手当ができるようになったこと、校舎の木造・鉄筋の構造比率や建築単価が、年々改善されていることをつけ加えておこう。

さらに本市と比較した他都市の特色としては、大阪市における直接の授業以外のものに対する高い支出水準に注目したい。中でも教員の給与以外の教授費は、小・中学校のいずれも本市の5割増であるが、これは教員以外の職員特に事務職員に対するものであると考えられる。そのほか、内容的な把握はしていないが、名古屋市の土地・建築費（大阪の小学校も含めて）のとび抜けていることは、なにを意味しているのだろうか。

最後に、いわゆる父兄負担について少しふれておこう。それはここ数年、再び世をにぎわしている問題であるが、6・3制発足当時、小・中学校の資本的支出において、寄付金だけで20%前後（全国平均）に及んだような時代が、過去のものであることは明らかである。反面、義務教育の無償が授業料の不徴収にだけ止まっていたらなくなってから、地方財政法による住民への負担転嫁の禁止を経て、教科書無償配付さえとび出してくるようになった今日、再び別の角度から（——というより本来の角度からというべきか）とりあげられるようになって当然かも知れない。問題の一つは、適確なデータがつかみにくいことである。たとえば、前述した「学校徴収金」のどの部分が、現在の“社会常識”からみて個人に帰し、どの部分が公費でみるべき範囲なのか、ということである。

本市の場合、地財法で禁止されている範囲のものは最近では問題にならない。それは当然に零になるべき筋合のものであるし、また、充分可能なのである。ところが、たとえば「給食費」のようなものはどうであろうか。学用品費という場合と教材費という場合とでは、もう既に違った響きを持ってくる。修学旅行費や通学費にいたってはますます微妙である。問題の他の一つは、最も議論の集中する一般教材費の国庫半額負担にも現れている国の財政との関連である。

最近の都道府県教育長協議会の教材費調査では、「……37年度の小学生1人当り平均の一般教材費は502円で、そのうち222円が父兄の負担、196円が県や市町村費、84円が国



庫補助金となっており、……義務教育の教材に要する経費は国が半額負担することになっているが、実態は総額の約6分の1を負担しているにすぎない。」として、国の標準単価の増額を主張している（昭和38年12月25日 朝日新聞）。国の支出金を据置かれて残りの金額を持てるほど、地方財政に余猶はないのである。しかしとにかく、本市の場合もまず学校消耗品費の全額計上から強力に手をつけたし（37—38年度）、画期的な教室用暖房費の全額新規計上（38年度）まで踏切っている。講堂、プールの単価増など、この方面では相当の実績を示しているのである。

問題の最後の一つは、“寄付”という社会的現象である。端的に言って、「わが校」主義が“寄付”を出す側にも、もらう側にも抜けない以上、父兄負担のある部分は容易には解消しないであろう。（現実に私費縮少率は頭打ちの傾向が出てきている。つまり、公費をいくら増額しても、PTA会費は安くならないし、やっと安くなったと思ったら「後援会」や生徒からの徴収金が増加するのである。それは負担軽減に努力している市町村の、共通のなやみにまでなっている。）ここでもまた、我々の市町村財政は「わが校」の要望を完全に満たすほど豊かではないし、他校のバランスも十分にとれていないのである。もっとも、全学校教育費そのものが、外国と比べてあまりにも貧弱な現状では、むしろ当然のことなのかも知れない。

#### ① 教職員は確保されているだろうか。

学校教職員のうち、教員については前節で若干の資料を出しておいた。（第5、6表）ここでは、教員以外の職員の数の問題を取りあげてみよう。第9表は、五大市における現況であるが、学校教育法（28、40条）によれば「小・中学校には……事務職員を置かなければならない。」はずなのに、平均して1校1人以上配置されているのは、大阪、神戸両市の中学校のみである。（もっともこの条文も、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」なる特別法に、「教職員の総数」（同法7、8条）として、教員とこみに扱われていることにより、ますます空文となっているものである。）横浜は最低の名古屋市についており、市費の事務職員も置いていない。この点については、法規上はいわゆる県費負担の職員であるから、県が増員しないものを、市がかぶることはないわけである。しかし、県費職員の著しく少ない名古屋市は別としても、他市が相当数の市費職員を持っていることは、留意してよい。

また、「その他の職員」の大部分は、学校用務員（校務員）と給食調理員とであるが、京都、大阪、神戸の3市では養護関係職員を置き、さらに大阪市では、わずかではあるが実習助手も配置している。教職員の確得というتماず教員を考えることになるけれど、学校事務がますます多くなっている義務教育学校でも、この面からの充実を考えたいものである。それは、直接に教員の負担を軽くし、教員数を増加するのと同じ結果をもたらす。

第9表 五大市の学校職員数

都 市 名	校種別	事務職員 (含事務費)			その他の職員(市費)	合 計	児童・生徒 1,000人当り	
		(府県費)	(市費)	(計)			事務職員数	学校職員数
横 浜	小中	89	—	89	795	884	0.7	6.7
		52	—	52	157	209	0.7	2.8
名 古 屋	小中	52	51	103	893	996	0.7	6.5
		41	—	41	148	186	0.4	2.0
京 都	小中	63	79	142	817	959	1.5	9.8
		32	25	57	195	252	0.8	3.5
大 阪	小中	173	3	176	1,756	1,932	0.7	7.4
		88	192	280	411	691	1.6	4.0
神 戸	小中	73	—	73	510	583	0.7	5.8
		43	39	82	124	206	1.3	3.3

⑤ お わ り に

戦後の教育行政の民主化と地方分権の原則とは、昭和31年に旧教育委員会法が廃止されたことによって、一つの曲りかどを経験した。もともと、文部省に代表される国の統制が、学制改革によってどの程度実質的に変化したかは問題のあるところであろう。それがさらに、中央の権限を拡大する方向に改訂された。地方における教育行政の、自主性の幅については、大きな疑問を持たざるをえない。特に、教育の質的な面についての規律は、学習指導要領を通じて、戦前にもみられないほど精細をきわめている。量的な面でも、地方の教育水準を保障するため各種の基準が設けられ、補助金の種類が増えてきた。

しかし、それにもかかわらず、教育の現場はもとより、教育活動の内面にまで、従来のような意味の国の行政が入りこむには限界があるし、そこに地方の教育が育っていく余地を残している。量的な面でも、精細のようであるが、かたじけなく、"自主性が尊重"されている。財政需要をとともう面では、特にその傾向が強いらしい。この点でも地方教育は、混迷の被害者の立場にあると同時に、責任と権利とを持ち続けている。つまりは"金がないから"ということは、行政機関内部の言訳にはなっても、市民には通用しないことなのである。しかも、一方では自治体に課されている仕事は教育だけではない。自治体財政の貧困が教育費の絶対量不足の根元であることもまた事実なのである。

これを解決し、絶対量を増加させる努力を、行政当局自らしなければならないことはいうまでもないけれど、民主教育の元来の主体、すなわち市民自身の問題としても、取り組み解明して行かなければならない課題でもある。 (中区役所徴税課徴税第二係長  
前・教育委員会事務局学務課統計係長)

註1 教育行政学 安藤堯雄 1956年 岩崎書店 註2 新制義務教育10年 一広報資料4—文部省 1958年 29頁 註3 「名古屋市学校教育に関する将来計画」教育だより 1963年11月号 名古屋市教育委員会 註4 「わが文部省時代の回顧」教育技術 1952年9月号 剣木亨弘 註5 前掲 291頁